

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

令和2年10月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 A I S T A新山口
所在地 山口市小郡下郷1357の1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,026㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
315㎡
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積が1,000㎡以下となる日
令和2年9月1日